

東白川郡鮫川村における「評価額通知書（登記用）」の取扱い変更に関するお知らせ

東白川郡鮫川村が福島地方法務局白河支局に対して通知している土地又は家屋の価格通知（地方税法第422条の3）が令和8年2月2日から電子化されます。

これに伴い、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の登記申請の登録免許税の算出については、令和8年2月2日以降以下のとおり手続き等が一部変更となりますので、ご注意ください。

■ 鮫川村内の不動産（土地・建物）について、所有権移転登記等の登記申請をされる際に、鮫川村長が無料で交付しております「評価額通知書（登記用）」は令和8年1月30日をもって廃止されます（未評価地については、継続交付されます。）。

■ 「評価額通知書（登記用）」に代わるものとして、①「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」、②「固定資産評価証明書」又は③「名寄帳の写し」のいずれかの添付が必要となります。

※「固定資産評価証明書」、「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、鮫川村役場総務課税務係（TEL0247-49-3111）までお問い合わせください。

■ 登記申請をされる際には、①「固定資産税課税明細書」、②「固定資産評価証明書」、③「名寄帳の写し」により、これまでと同様に不動産の課税標準価額を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただくようお願いいたします。

令和8年1月

福島地方法務局白河支局

TEL 0248-22-1201